

「千一問」における イスラム国家をめぐる問答

坪井 祐司

0. はじめに

本論は、『カラム』誌のコラム「千一問」を題材に、東南アジアのムスリムがイスラムと国家の関係をどのようにとらえていたかについて考察する試論である。

「千一問」は、読者から寄せられた質問に対して、アブー・アル=モフタル (Abu Al-Mokhtar) という人物が回答する読者参加型のQ&Aコーナーである。アブー・アル=モフタルはペンネームであり、実際には主筆のエドルス (Edrus) を中心とする編集部が回答していたと考えられる。「千一問」は読者と編集部の対話であり、そこから当時のマレー・ムスリムがどのような疑問を持ち、それに対して『カラム』編集部のイスラム知識人がそれをどのように解釈し、読者に伝えたのかを検証することができる。

本稿では、同誌のコラム「千一問」にてイスラムと国家に関する問答を取り上げて分析する。筆者は、前稿にて、『カラム』誌におけるイスラム国家を扱った記事を取りあげ、同誌に集ったイスラム知識人の認識を分析した [坪井 2020]。『カラム』が発行された1950、60年代はマラヤ・シンガポールの脱植民地化の時代であり、新しい国家の構想について、論争が交わされた。『カラム』は、イスラム主義の立場から、イスラムにもとづく国家建設を訴えた。しかし、実際の脱植民地化および国家建設は、ムスリムが多数の地域にあっても、世俗主義的な勢力の主導によってなされた。こうした背景を踏まえて、読者との双方向性を特徴とする「千一問」におけるイスラムと政治をめぐる問答に焦点を当てることは、この問題に関する当時のマレー・ムスリム社会全体の認識を考えるうえで重要といえるのではないかと。

こうした問題意識から、本稿は「千一問」から質問もしくは回答に「イスラム国家 (negara Islam)」という語を含む質疑応答を抽出し、その特徴を分析する。本論では、質問を①非イスラム国家との外交関係、②

国家と個人の宗教実践、③国家と社会経済、④マラヤの国内政治、⑤インドネシアのダルル・イスラム、⑥イスラム国家の理念、という六つのテーマに分けて、回答とともに紹介したい。なお、引用資料の翻訳は、本ディスカッションペーパーの試訳にもとづくが、適宜省略したり改めたりした部分がある。

1. イスラム国家としての資格 ——非イスラム諸国との外交関係

「千一問」において、最初に「イスラム国家」という語が登場するのは、外交についての質問であった。非イスラム諸国との外交儀礼において、イスラム国家側がイスラム的でない対応をすることは可能かどうかが問われたのである。

Q.204

インドネシアやエジプトなどのイスラム諸国では、外国から使節が訪れた時、たいていウェルカムドリンクを提供します。その際、どのような飲み物が出されますか。また、イスラム教においては法的にはどうなりますか。

A.204

外国人であろうと、来賓をもてなすことが望ましい。イスラム教徒にとって訪問者に敬意を表すことは義務である。使徒ムハンマド自身もユダヤ人が訪問した際、座っていた場所から立ち上がり、彼らを歓迎した。現在におけるイスラム教にもとづく諸国とは、おそらくパキスタン、サウジアラビア、そしてイエメンである。我々の知る限り、パキスタンでは外国人をもてなす飲み物として酒を出すことはない。インドネシアとエジプトは、その住民のほとんどがイスラム教徒であるが、イスラム教に基づいた政治を行っているわけではない。そのため、なにかが起こったとしても、イスラム国家の位置づけとしてそれを判断することはできない。

[*Qalam* 1952.4: 16]

回答では、ウェルカムドリンクとして酒を出すことは、イスラム国家として禁じられていると主張された。そして、パキスタン、サウジアラビア、イエメンがイスラム国家である一方で、インドネシアとエジプトはイスラム国家ではないという認識が示されている。

Q.485

少し前に地元のマレー語新聞で、パキスタンのシュラワルディ首相がバンコク訪問の際にフランス大使館でダンスをしている写真が掲載されました。昨年三月にパキスタン政府はイスラム国家であると宣言したのではなかったのでしょうか。首相はイスラム政党政出身ではないのでしょうか、あるいはパキスタン国内のみイスラム法が実施され、国民だけがそれを実行するのでしょうか。この件に関してご説明願います！

A.485

パキスタンは、イスラム国家を宣言した世界で最初の国である。それはアッラーの御言葉と使徒ムハンマドのスンナに従い、最終目的に向かって徐々にイスラム法を国内で実施していく国家である。現状ではイスラム法を直ちに実施することはできない。それゆえそれを徐々に実施していくことになるが、しかし全ては最終目的、すなわちアッラーの御言葉と使徒ムハンマドのスンナを基盤とすることを目指している。…そのようにダンスをすることは実際のところイスラム国家の首相として為すべきではない違反行為である。なぜなら、もし国家の指導者自身が明らかなハラムの法を犯したならば、おのずとイスラム教徒自身の信頼を失うことになり、イスラム教徒自身、つまり民衆だけでなく国家の行政を担う首相さえもイスラム法は尊重していないとして、他の人々からの嘲りの対象となってしまうからだ。 [Qalam 1957.9:39]

この質問では、パキスタンの首相が、おそらく女性を交えてダンスをしたことが批判の対象となっている。先の回答ではイスラム国家とされたパキスタンであるが、現在はその建設途上にあり、それゆえにこのような事態が起こったとみなされている。

これらの問答では、西洋的な外交慣習（酒の提供、ダンス）はイスラム国家としては採用されるべきではないとみなされている。ただし、これらの議論の前提はその国家がイスラム国家であることであり、ムスリムが多数を占める国家であってもイスラム国家であるとは限らないという現実も認識されていたことがわかる。

2. イスラム国家における個人の宗教実践 ——結婚、改宗、奴隷

次に取り上げるのは、個人の宗教実践がイスラム国家においてどのように保証されるのかについての質問である。『カラム』が出版されたシンガポールは華人が多数派を占める都市であり、ムスリムと非ムスリムが日常的に接触していた。とくに、第二次世界大戦による日本軍の占領は華人の迫害と多くの離散家族を生み出した。くわえて、その後のマラヤ共産党の武装蜂起においても、華人を中心に多くの犠牲者が出た。このため、マレー・ムスリムが華人の孤児を保護するなど個人的なつながりが生まれ、両者の関係のなかでイスラムのあり方も問われたのである。

Q.258

16歳の華人の少女が家を飛び出し、イスラム教に入信したいとカディのところへやって来ました。一方、彼女の両親はそれを警察に届け出ました。その少女はイスラム教徒になりたい気持ちに溢れ、また月経もきています。イスラム法に従って、彼女をイスラム教に入信させるべきでしょうか。

A.258

アッラーは次のように仰せになった。

「おお、信ずる者たちよ。もし汝らのところに逃げてくる女の信者たちがあれば、彼女たちの信仰心を試すがよい。アッラーは、彼女たちの信仰をよく知り給う。そしてもし彼女たちが本当の信者だと分かったなら、不信仰者の元に帰してはならない」(コーラン「試問される女」章第10節)。

この節から分かるように、アッラーへの信仰を受け入れると語る者が来たならば、まずは試問し、そしてその信仰心が本物だと分かった時はその者をイスラム教に入信させなければならない。そして、家族の元へ帰らないよう守ってやらねばならない。この法は、イスラム国家において実行されている。

[Qalam 1952.9:14]

この問答では、ムスリムに保護された華人少女のイスラム教への改宗について、法に基づいて信仰が確認された改宗者は、イスラム国家において保護されるべきと回答されている。

華人の子どもをめぐる質問はもう一例みられる。

Q.393

数年前に私は華人の子供をその父親から買い取りました。それ以来、その子が生後7日か8日になったばかりの頃から成長するまで、イスラム式に養育してきました。やがてその子供は成年になり、例えば礼拝、断食を行うなど、イスラム教徒として生活しています。私は彼女を召使と考えていたので、彼女のことを奴隷と見なしていました。やがて彼女が成長し、十分な年齢に達した時、彼女を妾にしました。つまり彼女と寝て、そして妊娠させるに至りました。その後、彼女は私と別れました。しかし、彼女に子供ができたため私の行為は違法(姦通)である、と宗教上の深い知識を持つ人物に言われました。現在はイスラムによって認可された奴隷という身分は存在しないのだから、私の子供は姦通児であると彼は言いました。この件に関して、貴殿はどのような見解をお持ちでしょうか。

A.393

その華人の子供をイスラム教で容認された奴隷とする、あるいは奴隷として見なすことが許される状況にあるかどうか断定するには、いくつかの点に注意を払う必要がある。まず、その華人らが自由人であるかどうかを確かめること。次に、その子供は父親の所有物なのか、またその子供を売る権利が父親にあるのかということ。そして、現在勃発している戦闘において、捕虜を債務奴隷とすることが容認されているのかということ。上記の3点こそ、この件を判断する上で我々が調査すべき事柄である！

そのような華人たちは我々と同じ自由人ではないと主張するイスラム教のウラマーは誰一人としていないと確信する。……我々が考える限り、父親には子供を所有する権利はなく、子供は父親に売り渡す権利がある商品、あるいは父親に売り渡す権利がある所有物ではないのである。父親は単に子供を管理する責任を負っているに過ぎず、子供を所有する権利を持っているわけではない。

我々の見解では、捕虜となった人々の奴隷化を容認することは、些かも許されることではない。加えて、イスラム国家と言われる国々は、イスラム法の原則を実行しているか、また昔のようにイスラム教を拡大するための戦いに努めているのか、という点を確認する方策も講じられていない。 [Qalam 1955.1:29-30]

この問答では、相談者のムスリム男性が華人少女を奴隷と見なし、妾にしたと告白している。回答で問題とされたのは、イスラム国家における奴隷の定義である。イスラム国家における奴隷とは、「宗教のための戦闘

においてイスラム教徒に捕えられた異教徒」のことを指した。しかし、現在起こっている戦闘は、使徒ムハンマドとその教友らが行ったような宗教を拡大するための戦いではなく、政治的地位をめぐる戦いであるため、捕虜となった人々を奴隷とすることは認められないと主張されたのである。「現在起こっている戦闘」とは、おそらく共産党の武装蜂起をめぐる戦闘であろう。このため、華人少女のケースは、イスラム法における奴隷の要件にあてはまらないとみなされた。

次の例は、エジプトにおける一夫多妻制をめぐる質問である。

Q.365

最近の新聞報道によると、「エジプトのナギーブ首相により任命された委員会は、事前に特別許可を取らない限り、すべての住民は妻を一人以上娶ることはできないという決定を行った」ということです。この決定は、イスラムによって定められた法と衝突しませんか。

A.365

より詳しくいえば、現在エジプトにおいてムハンマド・ナギーブ大統領によって進められている革命運動は、ファールーク国王の旧王政による腐敗を改革していく動きであるということを知らなければならない。このナギーブの革命運動は、初期の段階では100パーセントイスラムに基づく、当然あるべきものではなかったが、イスラム世界ではナギーブに対し、彼の聡明さをもってすれば、完全にイスラムに基づいた統治体制へ、すなわちイスラム国家へと一歩一歩政権を導いていけるという信頼を十分に寄せていた。

最近の新聞で報道された、複数の妻を娶る慣習を禁じるナギーブ政権の措置を詳細に検討するならば、それはイスラムの定めから逸脱したものではない。なぜなら、その義務規定にはまだ例外があり、完全に禁じられているわけではないからだ。実のところ、聖なるコーランに記されているように、もともとイスラムの教えでは複数の妻を娶ることは許されてはいるが、それには公正さという厳格な条件が伴う。しかし、完全に公正さを保つことは至難なことである。

[Qalam 1954.2:5-6]

エジプト政府が一夫多妻を禁じたという報道に関する質問に対して、回答では、エジプトの決定には例外があるとしてエジプト政府を擁護している。前節の質問(1952年4月号)ではエジプトはイスラム国家と

はみなされていなかったが、同年7月にエジプト革命(1952年7月)が起こって王政を倒れ、ナギーブ政権が成立した。回答は、ナギーブ政権をイスラム国家へ向かう途上にあると期待し、支持する立場を示していることがうかがえる。

このように、個人の宗教実践をめぐる議論は、イスラム国家やイスラム法の理念にもとづく回答と、現実の国家・社会をふまえた回答が時と場合によって使い分けられている。

3. イスラム国家と経済

次に取り上げるのは、利子や徴税など、社会経済と国家に関わりについての問答である。

Q.312(033-02)

マラヤで現在実施されている「従業員退職金積立基金」法に基づきお金を積み立てることは、イスラム法的にどうなりますか。その基金は「支援」という側面もある一方で、「強制」という別の側面もあります。それどころか、金利を得るといふ側面もあるのではないのでしょうか。

A.312

「従業員退職金積立基金」法はイスラムの教えに則った行政ではない。しかし、年を取ったり、あるいは身体が弱ったりした時の生活の安定を保障するための方法として、それはイスラム教徒にとって良い制度である。イスラムの法や規則を十分に実施している国では、その積立金制度を実施する必要はない。イスラム国家に暮らす人々の教育、保健、衣食は国家が責任と義務を負うからである。より明確に言うと、イスラム国家は、独自の秩序や規則に則った「退職金積立基金国家」なのである。 [Qalam 1953.4:7]

質問では、現在の社会保険にあたる制度が利子にあたるかどうかについて問われた。回答では、給与の積み立てによる退職金の支払いは宗教的な制度ではないものの、イスラム国家としての原則にのっとっているとして、肯定的に評価されている。

次の質問では、ラマダン時に徴収されるザカート・フィトラの用途がとりあげられた。

Q.412

徴収されたフィトラを政府関係の各宗教局が蓄えておき、宗教発展のために局内だけで使用された場合、

それは法的にどうなりますか。

A.412

おそらく宗教局はアッラーの道のためという理由をもって受け取る権利があると考えているのだろう。我々はそれについて確証をもって断定することはできないが、貧者と困窮者へのザカートの必要性がより優先されるべきだということに、我々は注意すべきである。よって、この質問内容に関しては許されないと考える。我々の見解では、それを非常に必要とする状況下にある人々がいるにもかかわらず、宗教局が優先順位を均等にして、彼らの権利を後回しにするとしたら、それは道理に合わない。

インドネシアのマシュミ党は、徴収したザカートを総選挙の資金として使うことを容認した。その意図は、その地でイスラム法が施行されるようイスラム国家を樹立することだった。イスラム国家を樹立するという方策は、アッラーの道のためのジハードであるという考えに基づいている。 [Qalam 1955.6:40]

回答では、ザカートは、コーランで受け取り資格があると規定された人々に渡すことが優先されるという基本的な見解とともに、インドネシアにおけるイスラム政党であるマシュミ党がザカートを選挙資金としていることを肯定的に引用している。イスラム国家の樹立に向けた政治資金とすることは、正当な用途であるとみなされた。こうした点からも、現実の社会の事象に関しては、柔軟な解釈がとられていることがうかがえる。

4. マラヤにおける政治と国家

次に、現実のマラヤにおける政治をイスラム国家という観点からどう見るかという質問についてとりあげる。

Q.426

私は新聞でペラ州の宗教局が次のようなファトワを出しことを読みました。戦死した治安部隊(郷土防衛隊を含む)の各イスラム教徒は殉教したと見なされ、沐浴を施し礼拝を捧げる義務はない、というものです。このファトワに対し数人のウラマーらが異議を唱えました。そこで私はこの事柄について説明をお願いしたいと思います。願わくはこの一般的ファトワの内容から、後々生じる曖昧性も同時に回避できるように。

A.426

我々が新聞で読んだ限り、ペラ州のイスラム教評議会は殉教者を三つに分類している。それは、現世と来世の殉教、現世の殉教、そして来世の殉教である。なされた説明の中で、郷土防衛隊を含む治安部隊員は現世における殉教者に含まれ、ゆえに沐浴と礼拝を行う義務はないと述べているに過ぎない。[*Qalam* 1956.2:4]

ここでの焦点は、殉教という概念である。共産党の武装蜂起において政府側として戦死したムスリムを殉教者として扱うことの是非が問われている。これに対して回答は、「彼らを殺したテロリストたちは異教徒または背教者なのか、あるいは現在行政を行っている統治体制に対する理解の相違が原因となり、ジャングルの中で戦わざるを得ないイスラム教徒なのか」という説明がなされていない」と指摘した。

イスラム国家における殉教の定義を満たすためには、現在の戦闘が「至高なるアッラーのお言葉を守るための宗教の戦い」である必要があり、さらに治安部隊のムスリムを殺したのが①神の存在を否定する異教徒、②背教者、③テロリストと共闘する、現在の統治体制の行政を快く思わないムスリム、④ムスリムかどうか不明な人々、のいずれかでなければならないとされた。そのうえで、「もしそのファトワが単に一般論として出されたならば、様々な要因を示す説明を伴わない限り、それが人々によって全面的に受け入れられることはない」として、ペラ州のイスラム教評議会を批判した。

回答者は、現在のマラヤの政治体制について、「州政府もスルタン体制もイスラム政府ではない」と断定する。神の言葉を高める、つまりイスラム法が施行されるイスラム国家の樹立という目的や理想を掲げていないためである。この号が出版された1956年2月は、イギリス植民地政府のもとで、UMNOを中核とする連盟党への政権移譲による独立（1957年8月）が達成されようとしていた時期である。一方、テロリストと言われる人びとは、植民地支配者を遠ざけるという理想の下に戦いを継続しており、そのなかで彼らの宗教の自由を実現しようとしているとみなされた。このため、「テロリストと戦う治安部隊は沐浴が必須ではないとされる殉教者に含めることはできない」という結論になる。回答者は、政府よりもむしろゲリラの方に正統性を見出しており、その戦闘を宗教にもとづくものとはみなさなかった。このため、「殉教」という概念を適

用できないと考えたのである。

さらに、マラヤにおけるイスラム国家の樹立に関する質問も出された。

Q.549

1. 民族主義運動という経路を通じてイスラム国家を建てることはできますか。
2. 今日の行政官たちは国家を指導することができますか。

A.549

1. その民族主義運動がイスラムの理想を支持する限り、許される。今日の我々の社会には既にマレー民族主義並びにイスラムの理想に基づいたマレー人政党が存在する。この政党はイスラム国家を樹立しようと、また祖国にマレー人とイスラムの主権を確立しようと、あらゆる力と手段を以て闘っているところである。その闘いが成功するか否かはマレー民族、すなわち100%がイスラム教を信仰するこの国の所有者の認識にかかっている。もしマレー民族が一つの強力な政党において団結し、進んで戦いに進み出たなら、彼らに対抗し、抑える力を持つ神の創造物はこの世に存在しないだろう。
2. 可能である。全員でないにしても、その中には数多くの資格のある者たちがいる。イスラム国家が存在すれば、イスラム教徒がそのために戦ってきた理想にかなった教育制度を実現することができるだろう。その結果、多くの資格のある我々の役人がイスラム国家行政の中枢を掌握することになるだろう。あなたが心配しておられるような（あるいは言い訳にしようとしている）資格のある役人の不足によって、祖国においてアッラーの法と法律の主権を確立するという義務が無効になることはない。 [*Qalam* 1959.11:46]

この問答はマラヤが独立した後の号に掲載されたものであるが、マラヤにおいてイスラム国家を樹立する方法論が議論されている。イスラム国家の樹立を目指す民族主義政党というのは、おそらくPASを指しているのではないかと思われるが、政党政治を通じてイスラム国家を目指すという方向性が強調されている。

5. インドネシアにおけるダルル・イスラム

インドネシアはマラヤよりも早く独立を果たしたが、新たな国家を世俗的な国民国家とするのかイスラム国家にするのかは大きな政治的課題であった。スカ

ルノ大統領は国民国家を強調してイスラム国家を拒絶する方針を示したが、1950年代後半には各地でイスラム国家樹立を目指す政治勢力による武装蜂起がおこった。それらは、ダルル・イスラム（アラビア語でイスラム国家を意味する）と総称された。このダルル・イスラム運動も、「千一間」で何度も取り上げられた。

Q.448

私はダルル・イスラムに対する悪評を多く耳にします。多くの人がダルル・イスラムのことを敵視しています。人々がダルル・イスラムに対してどのような立場を取っているのか知りたいと思います。

A.448

ダルル・イスラムはイスラム国家を意味する。この意味から分かるように、イスラム主義のために戦う人々は、その国がダルル・イスラム（イスラム国家）になることを望み、これは彼らにとって、「なんと良い土地だ。神はなんと寛大な御方だろうか」と記されているような神の約束を実現するための義務である。それはインドネシアにおいてパンチャシラが国是として発表された後に起こった。……

我々の見解では、我々がイスラム国家またはダルル・イスラムを望むことは、イスラム教徒のいる土地において全員の義務となっている。ある国が大きくなればなるほど、イスラム国家を樹立する義務は重くなる。この義務はコーランのいくつかの節に基づいている。その内の一つは次の通りである。「アッラーの法を以て裁きを下さない者は誰でも、不義の徒、邪悪の徒、そして不信の徒である」。国中でイスラム法が施行されるよう、その国において法制度を確立することを各々のイスラム教徒に義務付ける節は他にも数多くある。そして、もしそれが実行されなかった場合、神の御前で責任を取ることになるのだ。

ダルル・イスラムを達成するためには、人間の法に従うのではなく、神の法に従った完璧性を包括したダルル・イスラムを樹立するよう、そのイスラムの理想を各々のイスラム教徒の胸に植え付けねばならない。そして、唯一コーランとハディースの教えだけに基き、徐々に、そして完璧にその法を実施していくということは言うまでもない。果たしてこの事に対し気が進まない人はいるだろうか。

[*Qalam* 1956.11: 45-46]

回答者は、インドネシアの政治情勢について説明している。インドネシアには、イスラム国家樹立のために

は暴力的手段の行使を辞さないというイスラム主義者がいる一方で、憲法の範囲内、つまり平和的手段でイスラム国家の実現を目指すマシュミ党、ナフダトゥル・ウラマー、インドネシア・サレカット・イスラム党などがある。しかし、西ジャワ、スラウェシ、スマトラのアチェなどで相次いで武装蜂起がおこった。

『カラム』はマシュミを筆頭とするイスラム政党の支持を明確にしていたが、こうした武装闘争も支持した。回答者は、イスラム国家またはダルル・イスラムを望むことは、ムスリムのいる土地において全員の義務であると強調する。そして、ダルル・イスラムを侮辱する人は、ムスリムの宗教に対する責任について理解していない、または知らないと断じている。彼らからみてイスラム国家の樹立という目標は絶対であり、唯一留意すべきことは、その方法は武力によるべきなのか、あるいは憲法にのっとって知恵を使うことが適当なのか、というだけのことなのであった。

くわえて、あと二つ、インドネシアにおけるイスラム国家樹立をめぐる内戦についての問答を紹介する。

Q.500

インドネシアで二つの政府、つまり中央政府と反乱政府が存在する所以は何ですか。

A.500

実のところインドネシアには三つの政府が存在する。それは、①スカルノが率いる中央政府、②アフマド・フセイン大佐が率いる反乱政府、③そして忘れてはならないのは、西ジャワ、スラウェシ、そしてアチェで闘争を続けていたカルトスウィロヨが率いるインドネシア・イスラム国家政府である。インドネシア・イスラム国家については、ここではとりあえず脇においておこう。インドネシア・イスラム国家は既に10年近く闘争を続けているが、彼らのことは本当にわずかしかなりの世界に知られていない。なぜなら、上述の三カ所で激しく闘争が起こり続けているにもかかわらず、彼らの宣伝があまり世に出ていないからである。

[*Qalam* 1958.3: 38-39]

Q.507

人は常々ダルル・イスラムを悪人であり、よく混乱を引き起こし、様々な宗教の信者がいるインドネシアの全域でイスラム国家の樹立をしようとしていると言います。人に我々の宗教を信仰するよう強制することは許されますか。私が最後にこの質問をしたのは、ダルル・イスラム軍は宗教を信仰する人々を捕らえ、イ

スラム教を信仰するよう強制していると言って騒いでいる人がいるからです。

A.507

ダフル・イスラム軍を悪人と言う人々は彼らの敵である。一方その人たちの見解による善人とは、ダフル・イスラムの中で闘っている信徒だろうが単にイスラムの政治理念を持つ信徒だろうが、多くのムスリムを銃撃するインドネシア軍のことである。アッラーのおことお言葉を守るために戦うイスラム軍兵士は悪人なのだろうか。インドネシアでは大半の人々がイスラム教徒であるが、それを考えるとインドネシアのイスラム教徒にとってアッラーの法を以て裁定を下すことは義務である。なぜなら、もし彼らがアッラーの法を以て裁きを下さなければ、彼らは不義で邪悪で不信の徒になるからである。それゆえに彼らはアッラーのカリマを守り、イスラム国家を樹立することが義務付けられているのである。イスラム国家を樹立することによってのみアッラーの法を実施することができるからだ。
[Qalam 1958.6:6]

ここでもダフル・イスラムが明確に支持されており、『カラム』が支持を訴えていることがわかる。

独立後のマラヤ、インドネシアにおいては、世俗主義的な政府がつくられ、それに抵抗する勢力による内戦がおこった。政府と野党および武装勢力の双方がイスラムの観点から正統性を訴えた。『カラム』は、政党政治か武力闘争かにかかわらず、イスラム国家の樹立を目指す勢力を評価していた。

6. イスラム国家の理念と解釈 ——二つの引用から

新たな国家をめぐる国内が分裂し、内戦すら起こる事態のなかで、イスラム国家をめぐる議論は盛んになされた。問答では、イスラム法学の立場から書かれた著作を引用することで、イスラム国家の理念を紹介する回答もみられた。以下に二つ紹介する。

Q.545

インドネシアでは依然として反乱が起きています。インドネシアのいくつかの地域でイスラム教徒の一部の国民が支配者に対抗するために蜂起したからです。これは法的にどうなりますか。また、どのようなイスラム法に則った解決法がありますか。

A.545

イスラム教徒の二つの集団の間に戦い、互いに殺し合う争いが起きた場合に、上述の節はイスラム教徒にとって指針と忠告になる。上記の節によれば、イスラム教徒たちは次のように行動すべきである。第一に、話し合いにより両者を和解させなければならない。和解し、アッラーの聖典に記されている法に戻るよう彼らに勧めるのである。アッラーの法をその和解協議の土台としなければならない。それぞれがその法に従わねばならないのだ。第二に、和解が調えられたにもかかわらず、両者の中に上記のアッラーの法に基づいた和解に応じるつもりがない集団がいたならば、その集団は他方に対し横暴を働いたと見なされる。彼らがアッラーの命令に戻る、つまりアッラーの聖典に記された法に基づく和解に応じる用意ができるまで、彼らに戦いを挑む義務がある。第三に、彼らがアッラーの命令に戻る準備ができたなら、両者を和解させる義務がある。なぜなら、彼らは我々の同胞だからだ。

[Qalam 1959.4:26]

回答では、メダン出身のウラマーであるアル=ファーディール・トゥアン・ムハンマド・アルシャド・タリブ・ルビスの著書『イスラム法学に則った反乱及び内乱の解決』を引用している [Qalam 1959.4: 26-31; 1959.5: 11-15, 32-38]。

そのなかでは、ダフル・アル=イスラムと呼ばれる地域について、イスラム法学用語では三種類あるとされている。第一の定義は、ムスリムの居住地になっている州、カンボン、デサなどである。これに対して、異教徒たちが住民となっている村は「ダフル・アル=クフル」と呼ばれる。第二の定義は、住人がムスリムであろうとなかろうと、イスラム政府の支配下に入っている地域である。ここでいうダフル・アル=イスラムとはイスラム国家を意味する。支配者が異教徒である国家は「異教徒の国家」を意味する「ダフル・アル=クフル」と呼ばれる。ダフル・アル=イスラムと敵対しているダフル・アル=クフルは「ダフル・アル=ハルブ」と呼ばれ、戦いを挑んでもよい国という意味である。第三の定義は、かつてイスラム国家という意味でのダフル・アル=イスラムであった地域で、後に異教徒によって支配された、あるいは奪われた地域である。たとえ支配者が入れ替わったとしても、かつてダフル・アル=イスラムであった地域は永久的に法的にダフル・アル=イスラムである。バタビア（ジャカルタ）、さらにジャワは、異教徒によって支配される以前はムスリムに

よって支配されていたため、ダール・アル=イスラムである。

そして、問題とされたのは、インドネシアのダール・イスラムをめぐる武力紛争が「反乱」なのか「内乱」なのかであった。イスラム法学における「反乱する」という用語の定義は、「この世の宗教と政治を監視するために預言者ムハンマドの代理人という地位に就くアル=イマーム・アル=アザムに対する服従から離脱すること」である。アル=イマーム・アル=アザムとはイスラム国家の元首である。イスラム国家の元首は、その統治においてイスラム法を実施することで、預言者ムハンマドの代理人(カリフ)としてこの世の宗教と政治を監視する責務がある。反徒とは、そのイスラムの首長に対する服従から離脱する人々を指す。上記の「反乱する」の定義に基づくと、まずはアル=イマーム・アル=アザムを長として戴くイスラム国家が先に存在しなければならず、そこで初めて反徒と言われる集団が存在できる。逆に言えば、反徒は非イスラム国家には存在しえない。非イスラム国家でムスリム同士の間で戦闘が起きた場合、その戦闘は内乱と称される。

現在のインドネシアにおいて反徒と呼べる集団が存在し得るかを考えた時、イスラム法に則り、その地位に合法的に任命されたアル=イマーム・アル=アザムを推戴するイスラム政府がインドネシアに存在するかどうかが問題となる。現インドネシア共和国の国家元首はアル=イマーム・アル=アザムであるのかという問いである。そうでなければ、戦闘は単に「内乱」と見なし得るに過ぎない。インドネシアの国家元首が「イマーム・アル=アザム」なのかについて、インドネシア共和国宗教大臣は否定的な見解を示している。「現大統領は、イスラム教の規則に従ったカリフあるいはイマーム・アル=アザムとしての地位に就いてはおらず、彼はイスラム法を実施する、あるいはイスラム教の問題に干渉する権限を持っていない」ためである。この見解に基づくと、インドネシア共和国の国家元首に従わない人々の集団を、イスラム法に従って反徒と呼ぶことはできない。

イスラム国家元首(イマーム・アル=アザム)の責務とは、宗教とこの世の政治を守るために預言者ムハンマドの代理人として立ち、宗教を守護し、宗教の範疇に入る事柄を保護することである。その合法性は、①イスラム法に則った方法により就任している、②イスラム教とこの世の政治を守護する預言者ムハンマドの代理人としての責務のために就任している、の二点

によって担保される。②により、その統治において実施される法はイスラム法である。国家元首への任命が合法であった時、従うことはムスリムの義務である。

現インドネシア共和国大統領は、その就任の観点からしても、その責務の観点からしても、イスラム国家の元首ではない。預言者ムハンマドの代理人としての責務のために、イスラム法に則った方法で就任したわけではないからである。暫定憲法第47条によると、インドネシア共和国の元首はその任命の際、暫定憲法に対し忠誠を誓う。そしてインドネシア共和国で実施されているのはイスラムの法や規則ではない。

イマーム・アル=アザムとは、イスラム法を実施するため、預言者ムハンマドの代理人としての地位に任命された国家元首に対し特別に与えられる称号である。このため、現インドネシア共和国の国家元首をイスラム法の解釈に則ってカリフ、イマーム・アル=アザム、スルタンと呼ぶことはできない。インドネシア共和国は未だイスラム国家となっていないため、ムスリムはイマーム・アル=アザムに対してのように服従する法的義務はない。よって、インドネシアにおいてムスリム同士の戦闘が起こった場合、そこで我々がイスラム式に解決しようとする際には、反乱という観点からではなく、その戦闘が単なる内乱であるという観点から検討しなければならないことになる。

結論として、インドネシア共和国は現在に至るまで、イスラム式に任命され、イスラム法を実施する責務を果たす国家元首を未だ推戴していない。このため、インドネシアのムスリムは、イスラム教とこの世の政治を守護及び保護し、イスラムの教えと法が然るべく実行されるように、預言者ムハンマドの代理人としての責務を果たす人物がインドネシアの政府を掌握するまで、国家元首の擁立を実現するために戦う義務があると主張された。

引用のもう一例は、読者からの質問で言及された書籍についてである。

Q.561

近頃新聞で、『素晴らしく美しいいくつかの真珠』(Beberapa Mutiara yang Bagus Lagi Indah)と題するマッカ・アル=ムカツラマ[メッカ]在住のシャイフ・アブドゥル・カディル・アル=マンディリリの著書について喧しく論じられています。この本の内容について少しご説明願います。

A.561

さらに明解となるように、我々はまず上述の本の著者について説明したい。(スマトラ島のマンダイリン地域出身の)シャイフ・アブドゥル・カディル・ビン・アブドゥル・ムッターブ・アル=インドネシ・アル=マンディリ導師である。彼は高名なウラマーとして知られており、マッカ・アル=ムカッラのマスジド・ハラムで教えている。聖地に長い間住んでいたため、彼はサウジの国籍を取得し、サウジアラビア国民となった。

[*Qalam* 1961.12:8-10]

回答では、メッカ在住のインドネシア人ウラマーの当該書籍が5回に分けて紹介されている。

とりあげられた論点は、主に政教分離であった。著者は、「イスラムは単なる宗教でしかないのか、あるいは宗教であり主権(国家の統治)でもあるのか」という問いへの回答として、イスラムとは単なる宗教ではなく、「宗教と主権、モスクと社会、闘争と統治、コーランと刀、イバーダートと相互扶助、現世と来世」であるとして政治と宗教の不可分を強調する。そして、「宗教を主権(国家の統治)から分離することは法的にどうなるのか」という問いの回答として、宗教を政治から分離する行為を容認するのは利子を容認するのと同じであり、その者は背教者となると述べる。

政教分離がイスラム法的にハラムとなる理由として、政教分離はキリスト教徒の考え方であること、宗教法を施行することができないことなどを挙げ、預言者ムハンマドにイスラム教が下された時から正統カリフの時代まで、最後の時代(植民地時代)を除いてイスラムが政治から分離されたことはなかったと主張する。宗教を政治から分離する人々は、通常異教徒の人間が創造した法で裁きを下すことに疑いの余地はないとして、例えばムスタファ・ケマルはこれを行い、イスラム国家であるトルコの法律をスイス(異教徒)の法律に置き換えたと言ったと主張された。

著者によれば、政教分離は宗教が政府の原則として義務付けられておらず、宗教を民衆が実践するものとしかたっていない。政府が宗教を統制することはできず、宗教が政府の行う業務を統制できない。このため、例えば酒を販売する、売春を許可する、金利を得るといったように、政府はあらゆる罪深い行為を自由に行うことができる。加えて、政府はあらゆる罪深い行為を民衆に禁じる力を持っているが、民衆が政府の命令に従っていれば、それを禁じる力を持っていな

い。それゆえ、政教分離は不信仰的行為であるとされる。政教分離を最初に行ったのは西欧のキリスト教の政府であり、それがやがて東側の一部のイスラム政府に伝染した。西欧人の思想に思考が支配されたムスリムたちが政教分離は進歩をもたらすと考えたからである。彼らはイスラム教をキリスト教に喩えるが、彼らの喩えは誤りであり正当ではない。イスラム教は単にイバーダートに限られたものではなく、ムアマラート(社会に関する問題)、刑罰、政治、そして全ての省庁と議会が管理する全ての仕事を網羅するものであると強調された[*Qalam* 1962.2:32-34]。

そのうえで著者は、イスラム政党への支持を呼び掛けている。ムスリムの義務として課されているのは、イスラムに基づき、至高なるアッラーにより下されたあらゆる法を実行する政府を確立することである。そしてこれはイスラム思想を持つ人々が議会で非常に大きな数を占める以外に達成することはできない。ゆえに、アッラーの命令を実行し、アッラーによって下されたあらゆる法を以て裁きを行うことを目的とするイスラム党を支持することは義務となる。一方で、ムスリムにとって、上述の目的を持たない他の政党、とりわけ共産党に入る、あるいは支持することはハラムとなる。中立を守るムスリム、とりわけウラマーに関しては、イスラム党を支持せず、また他の政党も支持しない者は沈黙するシャイターンの一員であり、完璧な信徒の一員ではなく、一般の人々は彼らに騙されてはならないと主張された[*Qalam* 1962.3:30-32]。

イスラム教を公式の宗教とする国でムスリムが異教徒と連携すること、例えば異教徒を大臣、国会議員、知事に任命することは法的にどうなるのかという点も議論された。著者は、イスラム国家において、ムスリムが異教徒と連携することは許されず、イスラム国家の政府はムスリムだけで構成されなければならないと論じた。イスラムを公式の宗教とする国家においてムスリムが異教徒を任命することはハラムであり、マラヤにいる「ワスニー(偶像崇拝者)の異教徒」を「ズインミー(イスラム国家における保護民)の異教徒」として、ムスリムを統治する大臣になることを合法とする見解は間違っている。ムスリムを統治する上でムスリムが異教徒と連携する行為はビドア(逸脱)であり、預言者ムハンマドの時代や正統カリフの時代には行われなかった。ウラマーが沈黙したままこの事柄を放置することは許されない。彼らは、無知であるためにそうした連携行為がハラムであることを知ら

ないか、知っているも彼らの党を支持する、あるいは他の目的のためにそうした行為を容認しているということである [Qalam 1962.4:11-14,23-25]。

これらの二つの引用では、イスラム国家をめぐる理念を現実のインドネシアやマラヤの社会に適応し、ムスリムに行動の指針を提供している。武装蜂起を「反乱」と認定しないなど現在の政府を批判的にとらえ、イスラム国家にむけた社会の変革を訴えているのである。

おわりに

本論では、『カラム』誌のコラム「千一問」を題材に、東南アジアのマレー・ムスリムがイスラムと国家の関係をどのようにとらえていたかについて考察した。「千一問」では、政治に関する質問がしばしばみられ、イスラムと政治、国家についての関心が共有されていた。暫定的な結論は以下の通りである。

『カラム』の読者からは、身の回りの事象とイスラム法との整合性についての疑問が寄せられた。政治についても、マラヤやインドネシアにおける独立国家の建設過程が問われた。現実のマラヤ、インドネシアでは、ムスリムが多数でありながらも世俗的な民族主義勢力とイスラム主義勢力に分かれており、それぞれがムスリムの支持を獲得しようとした。このため、読者は政治におけるイスラム的な正しさがどこにあるかを問うたのである。

対して回答側の『カラム』編集部は、イスラム主義の立場から、マラヤ、インドネシアにおいて建設される国家は、イスラム法の下でムスリムが統治されるイスラム国家であるべきと考えていた。このため、野党的な立場のイスラム政党の支持を訴えるばかりでなく、インドネシアにおける武装蜂起も正統性があると主張した。国家に関わる殉教、反乱、奴隷などの概念は、イスラム法のなかで定義され、現実の事象が解釈された。個人の宗教実践についても、イスラム国家、イスラム法に照らしてとるべき対応を示した。

一方で、回答者は、イスラム国家という理念系と現実の国家運営は区別していた。回答者は、ムスリムが多数の国家であっても、イスラム国家であるとは限らず、イスラム国家を称していても不十分な点がみられると認識された。イスラム国家が実現していない社会においては、イスラム法やそれにもとづく概念を適用できないという論理になる。一方で、社会保険のよう

に、西洋由来の近代国家の概念であっても、イスラム国家の理念に合致するものは肯定的に評価された。現在進行形の事象に関しては、柔軟な解釈が示されたのである。

「千一問」を通じて、『カラム』は一般読者にイスラム法にもとづくイスラム国家のあり方を伝えようとした。一方で、現実の社会は、必ずしもイスラム国家へと向かう状況にはならなかった。このため、同誌のイスラム知識人は、イスラム法の正しさを訴えつつ、イスラム的でなくてもその理念に合致する要素を受け入れながら、自らの思い描く社会へと近づけようとしていたことがうかがえるのである。

参考文献

- 坪井祐司 2020 「『カラム』からみたイスラム国家構想」
光成歩・山本博之編『『カラム』の時代Ⅺ——マレー・イスラム世界の女性と近代』京都大学東南アジア地域研究研究所、pp. 45-53。